

平成23年第1回隠岐の島町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日 平成23年5月10日
 招 集 場 所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
 開 会 （開議） 平成23年5月10日（火）9時35分 宣告
 会議録署名議員の氏名 4番 齋藤幸廣 議員 5番 是津輝和 議員

1、出席議員

1番 安部大助	6番 小野昌士	11番 遠藤義光
2番 前田芳樹	7番 齋藤昭一	12番 池田信博
3番 平田文夫	8番 石田茂春	14番 福田晃
4番 齋藤幸廣	9番 高宮陽一	15番 安部和子
5番 是津輝和	10番 米澤壽重	16番 松森豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田和久	定住対策課長 岡田清明
副 町 長 門脇裕	農林水産課長 池田高世偉
教 育 長 山本和博	下水道課長 中前千之
総 務 課 長 齋藤福昌	建設課長 井川善寿
会 計 管 理 者 嶽野正弘	水道課長 山崎龍一
企 画 財 政 課 長 大庭孝久	総務学校教育課長 岩水守
税 務 課 長 脇田千代志	生涯学習課長 大上博人
町 民 課 長 佐々木秋幸	布施支所長 山川由夫
町 民 課 長 補 佐 中林真	五箇支所長 村上和弘
福 祉 課 長 村上静夫	都万支所長 高梨康二
環 境 課 長 浅生久	総務課長補佐 渡部誠
観 光 課 長 吉田誠	財政課長補佐 鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 3人

1、町長提出議案の題目

承認第 1号 不当労働行為救済申立事件の和解に関する専決処分について

議 第 53号 隠岐の島町地区集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第 54号 隠岐の島町公営バス設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第 55号 隠岐の島町分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例

議事の経過

議長（米澤壽重）

只今から、平成23年第1回隠岐の島町議会臨時会を開会いたします。

（開議宣告 9時35分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第118条の規定により、4番：齋藤幸廣 議員、5番：是津輝和 議員を指名いたします。

日 程 第 2、会期の決定

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

従って、会期は本日1日と決定いたしました。

日 程 第 3、町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の承認1号「不当労働行為救済申立事件の和解に関する専決処分について」から、議第55号「隠岐の島町分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例」までの4件を一括して上程します。

日 程 第 4、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

只今議題となりました4件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

「皆さんおはようございます。」

提案理由の説明を申し上げます前に、平成23年第1回隠岐の島町議会臨時会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

新年度を迎えまして、早1ヶ月余りが過ぎましたが、本年は例年に比べまして気温の低い日が続きまして、このところやっと春の兆しを少し見せ始め、万物が躍動する本格的な季節を迎えたかと思えます。

議員各位におかれましては、何かとご多用のなかご出席をいただき誠にありがとうございます。

3月定例会最中に発生いたしました「東日本大震災」は、2万6千人を超える死者、行方不明者をはじめ、未曾有の甚大な被害をもたらしましたが、福島原子力発電所の事故は未だに予断を許さない状況が続いており、今後の我が国のエネルギー対策をはじめ産業形態のあり方も含め大きな岐路に立たされる、正に国難ともいふべき深刻な状況に立入っております。

早速、実施させていただきました街頭支援金募集活動には、米澤議長さんをはじめ大勢の議員の皆様方にもご協力をいただき誠にありがとうございました。

後ほど、総務課長の方から本町への疎開の状況でありますとか、あるいは職員派遣等も含め詳細報告を申し上げますが、引き続きできる支援体制を確保いたしながら円滑な行政推進に努めてまいる所存でございます。引き続きまして、ご理解、ご支援を賜りますよう宜しくお願いを申し上げ、ご挨拶に代えたいと思えます。

それでは、本日ご提案させていただきました諸議案について、ご説明を申し上げます。

まず、承認第1号の「不当労働行為救済申立事件の和解に関する専決処分について」ご説明を申し上げます。

一昨年12月21日に隠岐の島町農業公社職員労働組合より労働組合法第7条第2号違反と

して、島根県労働委員会に救済申立てが出されたところでございます。その後、数回にわたり調査、審問がなされ検討いたしました結果、本年4月8日に和解協定を結ぶことに合意をいたしましたので、報告をし、議会の承認を求めるものでございます。

続きまして、議第53号の「隠岐の島町地区集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、岬地区は以前からございました2ヶ所の集会所を利用していたところでございますが、同地区から管理上1ヶ所としたい旨の届けがございましたので、今回、先岬集会所を廃止することとし、同集会所を条例の別表第1から削除するものでございます。

続きまして、議第54号の「隠岐の島町公営バス設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてでございますが、現在、同条例の施行規則で規定いたしております業務委託に関する項目を、条例に追加するため条例の一部を改正させていただくものでございます。

続きまして、議第55号の「隠岐の島町分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、これは光ファイバー通信網施設を利用いたしました高速インターネットサービスへの新規加入者に対し、今後、町が実施する引き込み工事費相当額を受益者分担金として徴収することとし、当該事業の項目を追加させていただくものでございます。

以上、4件の諸議案につきましてご説明を申し上げましたが、何卒、慎重ご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（米澤壽重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 5、質 疑

「質疑」を行います。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9時41分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9時41分 ）

議長（米澤壽重）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時31分 ）

以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時31分 ）

(全員協議会開会宣告 10時31分)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 11時17分)

日 程 第 6、討 論

「討論」を行います。

まず、承認第1号「不当労働行為救済申立事件の和解に関する専決処分について」から、議第55号「隠岐の島町分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例」までの4件を一括して討論に付します。

先ず、反対討論の発言を許します。

(「なしの声」を確認)

「反対討論なし」と認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なしの声」を確認)

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 7、採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

ここで、2番：前田芳樹議員の除斥を求めます。

(除 斥)

先ず、承認第1号「不当労働行為救済申立事件の和解に関する専決処分について」の1件を採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

「起立・全員」であります。

従って、承認第1号「不当労働行為救済申立事件の和解に関する専決処分について」の1件は原案のとおり承認することに決定しました。

ここで、前田芳樹議員の入室を許可いたします。

(前田芳樹議員入室・着席)

次に、議第53号「隠岐の島町地区集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」から、

議第 55 号「隠岐の島町分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例」までの 3 件を一括して採決します。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立 全 員)

「起立・全員」であります。

従って、議第 53 号から議第 55 号までの 3 件は原案のとおり可決することに決定しました。

以上を以って、本臨時会に提出された議案は、全部終了いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

(本会議休憩宣告 11時20分)

副議長(小 野 昌 士)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 11時30分)

(議長退席済み確認)

先ほど、米澤壽重議長から、議長の辞職願が提出されましたので、議長席を交代させていただきました。

お諮りします。

「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

従って、「議長辞職の件」を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追 加 日 程 第 1、議 長 辞 職 の 件

「議長辞職の件」を議題とします。

お諮りします。

米澤壽重議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、米澤壽重議長の辞職願は許可されました。

米澤壽重議員の入場を求めます。

(米澤壽重議員入室・着席)

米澤壽重議員にお伝えいたします。あなたから提出のありました議長の辞職願については、許可されました。

ここで、米澤壽重議員から発言が求められておりますので、これを許します。

10番(米澤壽重)

議長辞任にあたりまして、一言お礼の言葉を申し上げたいと思います。

振り返りますと、この平成21年5月13日の臨時議会で議長として選ばれまして、その間議会運営につきましては、皆様方のご協力とご尽力によりまして無事大過なく議長としての職を務めさせていただきました。改めまして、皆様方に感謝申し上げます。

そして、また今日、新たな議長さんが選ばれまして新たな体制で議会が進むわけですが、今後の議会の益々の活性化と町政発展を願ひまして、私のあいさつの言葉といたします。

本当にありがとうございました。お世話になりました。

副議長(小野昌士)

ここで、昼休憩に入ります。

(本会議休憩宣告 11時34分)

副議長(小野昌士)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 13時30分)

只今、議長が欠けました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程2として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

ここで、本会議を休憩します。

(本会議休憩宣告 13時31分)

本会議を再開します。

(本会議再開宣告 13時38分)

追加日程第2、議長の選挙

「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

この選挙の執行についての諸手続きは、隠岐の島町議会会議規則の規定に基づいて行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議 場 閉 鎖)

只今の出席議員は15名であります。

次に、立会人は2名とし、私から指名します。

会議規則第32条第2項により、立会人に1番：安部大助議員と2番：前田芳樹議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、被選挙人の氏名をフルネームで記載されますようお願いいたします。

(投票用紙の配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なしの声」を確認)

「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

「異常なし」と認めます。

只今から、投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(局長が議席番号及び氏名の点呼)

(全 員 投 票)

投票漏れはありませんか。

(「なしの声」を確認)

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

安部大助議員、前田芳樹議員は、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数 15 票、有効投票 15 票、無効投票 0 票、有効投票のうち池田信博議員 13 票、高宮陽一議員 1 票、安部和子議員 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4 分の 1 の 4 票です。従って、12 番：池田信博議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議 場 閉 鎖 解 除)

只今、議長に当選された池田信博議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。

12 番 (池 田 信 博)

只今、議長ということで選任されました、池田でございます。

これから、できることを一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

副議長 (小 野 昌 士)

以上で「議長の選挙」を終わります。

それでは、池田議長は、議長席にお着き願います。

(議長席を副議長と交代)

議長 (池 田 信 博)

ここで、暫時休憩といたします。

(本会議休憩宣告 13 時 54 分)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 14 時 18 分)

先ほど、小野昌士副議長から、副議長の辞職願が提出されました。この際、これを日程に追加し、追加日程第 3 として、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

従って、「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3、副議長辞職の件

「副議長辞職の件」を議題とします。

地方自治法第117条により、小野昌士副議長の除斥を求めます。

(除 斥)

お諮りします。

小野昌士副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、小野昌士副議長の辞職願は許可されました。

小野昌士議員の入場を許可します。

(小野昌士議員入室・着席)

小野昌士議員にお伝えします。あなたから提出のありました副議長の辞職願については、許可されました。

ここで、小野昌士議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

6番(小 野 昌 士)

副議長を退任させていただくにあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

2年前の5月13日臨時議会で副議長という職に就かせていただきました。もとより、歩数や歩幅ともに足りなく、皆様に非常にご迷惑をかけたのではと思っております。

2年間でしたが、あっという間でございました。議長はじめ、先輩、同僚議員並びに執行部の方々のあたたかいご指導、ご協力に改めて御礼を申し上げます。

振り返ってみますと、米澤議長がやおよろずの神に仕える人でしたので、ややもすると議会というところは人間関係で濁りといいますか、気持ちの行違いが生じやすい環境ですが、あまりそういった濁りを感じない議会運営ができたのではないかというふうに思っております。今後とも自らの歩幅で、より良い町の住みごこち、私も高齢者でございますので“老いごこち”というものがあれば、そうした言葉も探求しつつ、町政進展のために一段の努力をしたいと存じておりますので、今後ともよろしくご指導いただきますようお願いを申し上げます。辞任のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

議長(池 田 信 博)

只今、副議長が欠けました。

お諮りします。

この際、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

ここで、暫く休憩いたします。

(本会議休憩宣告 14時22分)

本会議を再開します。

(本会議再開宣告 14時25分)

追加日程第4、副議長の選挙

「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

この選挙の執行についての諸手続きは、隠岐の島町議会会議規則の規定に基づいて行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

只今の出席議員は15名であります。

次に、立会人は2名とし、私から指名します。

会議規則第32条第2項により、立会人は3番：平田文夫議員と4番：齋藤幸廣議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、被選挙人の氏名をフルネームで記載されますようお願いいたします。

(投票用紙の配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なしの声」を確認)

「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

「異常なし」と認めます。

只今から、投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(局長が議席番号及び氏名の点呼)

(全 員 投 票)

投票漏れはありませんか。

(「なしの声」を確認)

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

平田文夫議員、齋藤幸廣議員は、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数 15 票、有効投票 15 票、無効投票 0 票、有効投票のうち石田茂春議員 11 票、高宮陽一議員 4 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4 分の 1 の 4 票です。従って、8 番：石田茂春議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場閉鎖解除)

只今、副議長に当選された石田茂春議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。

8 番 (石 田 茂 春)

只今、副議長の重責に席をいただきありがとうございました。議長の補佐役になれるよう一生懸命がんばりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

議長 (池 田 信 博)

以上で「副議長の選挙」を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

(本会議休憩宣告 14時36分)

副議長(石田茂春)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 15時16分)

(議長退席済み確認)

追加日程第5、常任委員会委員辞任の件

追加日程第6、特別委員会委員辞任の件

追加日程第7、議会運営委員会委員辞任の件

「常任委員会委員、特別委員会委員、議会運営委員会委員辞任の件」を議題とします。

お諮りします。

只今、池田議長から、議会運営の公平性を保持したいとの理由によって、「総務産業建設常任委員会委員、総合交通対策特別委員会委員、議会運営委員会委員」を辞任したいとの申し出がありました。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、池田議長の「総務産業建設常任委員会委員、総合交通対策特別委員会委員、議会運営委員会委員」の辞任を許可することに決定しました。

池田議長の入場を許します。

(議長入室)

ここで、暫時休憩とします。

(本会議休憩宣告 15時17分)

(副議長と議長が交代)

議長(池田信博)

本会議を再開します。

(本会議再開宣告 15時18分)

追加日程第8、議会広報調査特別委員会委員辞任の件

「議会広報調査特別委員会委員辞任の件」を議題とします。

只今、6番：小野昌士議員から、一身上の都合により議会広報調査特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

地方自治法第 117 条の規定によって、小野昌士議員の除斥を求めます。

(除 斥)

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

従って、小野昌士議員の「議会広報調査特別委員会委員の辞任」を許可することに決定しました。

小野昌士議員の入場を許可します。

(小野昌士議員入室・着席)

小野昌士議員にお伝えします。あなたから提出された辞任願は、許可することに決定しました。

ここで、休憩をいたします。

(本会議休憩宣告 15時20分)

議長(池田信博)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 16時45分)

お諮りします。

本日の会議を 19 時まで時間延長したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、本日の会議を 19 時まで時間延長することに決しました。

暫時休憩とします。その場でお待ちください。

(本会議休憩宣告 16時45分)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 16時46分)

追加日程第 9、常任委員会委員の選任

「常任委員会委員の選任」を議題とします。

お諮りします。

隠岐の島町議会委員会条例第 6 号第 1 項の規定によって、お手元に配付したとおり「総務

産業建設常任委員会委員、教育民生常任委員会委員」に指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

従って、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

総務産業建設常任委員会委員：前田芳樹議員、小野昌士議員、齋藤昭一議員、石田茂春議員、遠藤義光議員、福田晃議員、松森豊議員。

教育民生常任委員会委員：安部大助議員、平田文夫議員、齋藤幸廣議員、是津輝和議員、高宮陽一議員、米澤壽重議員、安部和子議員。

ここで、本会議を休憩し、常任委員会委員長、副委員長の互選について協議をお願いいたします。

(本会議休憩宣告 16時56分)

議長(池田信博)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 17時33分)

追加日程第10、議会運営委員会委員の選任

「議会運営委員会委員の選任」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、隠岐の島町議会委員会条例第6条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

従って、議会運営委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会運営委員会委員：平田文夫議員、是津輝和議員、高宮陽一議員、遠藤義光議員、米澤壽重議員。

本会議を休憩し、議会運営委員会委員長、副委員長の互選について協議をお願いいたします。

(本会議休憩宣告 17時35分)

議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 17時40分）

追加日程第11、特別委員会委員の選任

「特別委員会委員の選任」を議題とします。

お諮りします。

「議会広報調査特別委員会委員」「隠岐の島町医療対策特別委員会委員」「行財政改革特別委員会委員」「総合交通対策特別委員会委員」の選任については、隠岐の島町議会委員会条例第6条第1項の規定によって、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

従って、「議会広報調査特別委員会委員」「隠岐の島町医療対策特別委員会委員」「行財政改革特別委員会委員」「総合交通対策特別委員会委員」は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会広報調査特別委員会委員：安部大助議員、前田芳樹議員、石田茂春議員、遠藤義光議員、福田晃議員、安部和子議員。

隠岐の島町医療対策特別委員会委員：安部大助議員、平田文夫議員、齋藤幸廣議員、小野昌士議員、米澤壽重議員、安部和子議員。

行財政改革特別委員会委員：安部大助議員、前田芳樹議員、平田文夫議員、小野昌士議員、高宮陽一議員、遠藤義光議員、松森豊議員。

総合交通対策特別委員会委員：齋藤幸廣議員、是津輝和議員、齋藤昭一議員、石田茂春議員、福田晃議員、安部和子議員。

本会議を休憩し、各特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

（本会議休憩宣告 17時42分）

議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 17時49分）

各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会の正副委員長が互選されましたので、代表

者から報告をお願いいたします。

16番（松森 豊）

総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

委員長に遠藤義光議員、副委員長に齋藤昭一議員です。

議長（池田信博）

次に、教育民生常任委員会から報告をお願いいたします。

15番（安部和子）

教育民生常任委員会の報告をいたします。

委員長に高宮陽一議員、副委員長に安部大助議員です。

議長（池田信博）

議会運営委員会から報告をお願いいたします。

10番（米澤 壽重）

議会運営委員会の報告をいたします。

委員長に平田文夫議員、副委員長に是津輝和議員です。

議長（池田信博）

議会広報調査特別委員会から報告をお願いいたします。

8番（石田茂春）

議会広報調査特別委員会の報告をいたします。

委員長に安部大助議員、副委員長に安部和子議員です。

議長（池田信博）

隠岐の島町医療対策特別委員会から報告をお願いいたします。。

3番（平田文夫）

隠岐の島町医療対策特別委員会の報告をいたします。

委員長に小野昌士議員、副委員長に齋藤幸廣議員です。

議長（池田信博）

行財政改革特別委員会から報告をお願いいたします。

16番（松森 豊）

行財政改革特別委員会の報告をいたします。

委員長に平田文夫議員、副委員長に高宮陽一議員です。

議長（池田信博）

総合交通対策特別委員会から報告をお願いいたします。。

7番（ 齋 藤 昭 一 ）

総合交通対策特別委員会の報告をいたします。

委員長に齋藤昭一議員、副委員長に是津輝和議員です。

議長（ 池 田 信 博 ）

以上、各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会の正副委員長が互選されましたので報告を終わります。

追 加 日 程 第 1 2、隠岐広域連合議会議員の選挙

「隠岐広域連合議会議員の選挙」を議題とします。

お諮りします。

「隠岐広域連合議会議員の選挙」については、地方自治法第118条第2項によって、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

よって、選挙の方法は指名推選することに決定いたしました。

指名については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

隠岐広域連合議会議員に、15番：安部和子議員を指名します。

只今、指名しました15番：安部和子議員を隠岐広域連合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

よって、只今当選されました安部和子議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選した安部和子議員の発言を求めます。自席でお願いいたします。

15番（ 安 部 和 子 ）

この度、隠岐広域連合議会議員に推選をいただきました。一生懸命がんばりますのでよろしくお願いたします。

議長（池田信博）

以上で、「隠岐広域連合議会議員の選挙」を終ります。

以上をもちまして、本臨時会に提出された議案は、全部議了いたしました。

本日は、これを以って散会し、平成23年第1回隠岐の島町議会臨時会を閉会します。

（ 閉 会 宣 告 17時55分 ）

以 下 余 白

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するために、ここに署名をする。

平成 23年 5月 日

隠岐の島町議会議長

隠岐の島町議会議員

隠岐の島町議会議員